ながと情報箱
インフォメーション・ボックス

HP=http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/koho/kohohome/
e-mail=koho@city.nagato.yamaguchi.jp

市民生活課
国保医療係
23-1130

国民健康保険料はこうして決まります！

国民健康保険の加入者が負担すべき保険料額は、医療費等の総額から、本人一部負担金と国・県・市の交付金や負担金等を差し引いた残りの額となります。

したがいまして、市民の皆様が健康な生活を送られ、医療費が減少しますと、保険料も安くなります。

また、滞納保険料を考慮した上で、保険料を計算しますので、滞納保険料が減ると保険料も安くなります。

『私は健康で病気にかからないから』と保険料を滞納すると、その額ほど保険料を他の人に上乗せする結果となります。

長門市では市民の皆様のご協力で、県内14市では、一、二番目に高い収納率で、一人当たりの保険料も三番目に安い状況となっています。

保険はみんなの助け合い制度です。保険料は計画して確実に納付しましょう。

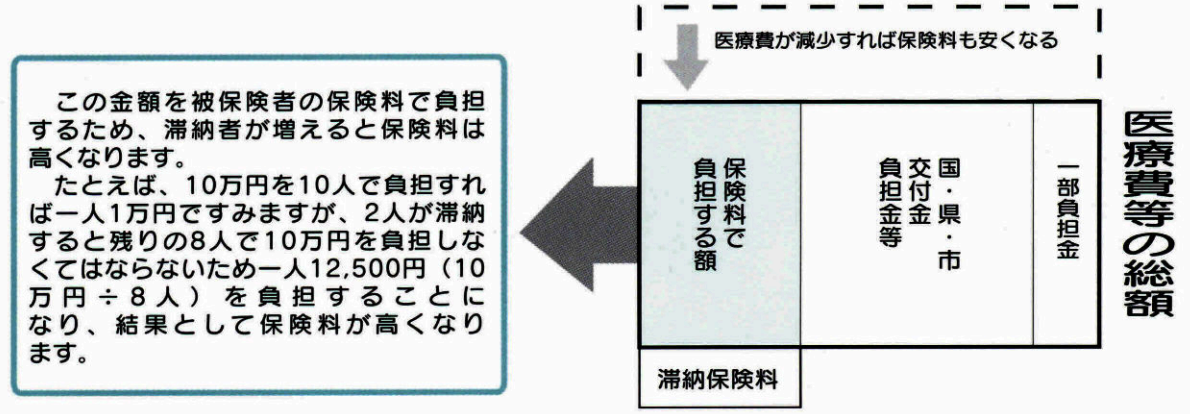

この金額を被保険者の保険料で負担するため、滞納者が増えると保険料は高くなります。

たとえば、10万円を10人で負担すれば一人1万円ですみますが、2人が滞納すると残りの8人で10万円を負担しなくてはならないため一人12,500円（10万円÷8人）を負担することになり、結果として保険料が高くなります。

市民生活課
国保医療係
23-1130

高額医療費の請求は忘れずに!!

国民健康保険の被保険者や、老人医療の受給者が医療機関に受診した場合、別表の自己負担限度額を超える医療費（保険適用分）を1か月間に支払った場合は、申請により自己負担限度額を超える額が、高額療養費として支給されます。

ここにいう1か月間とは月の初日から末日までの期間を言います。

申請には、領収書・健康保険証・印鑑・振込みを希望される通帳（郵便局を除く）・老人の場合は老人医療受給者証をあわせてご持参ください。

（別表）

高額医療費自己負担限度額

	直近12か月以内に高額医療費の支給（該当）回数が3回目まで	直近12か月以内に高額医療費の支給（該当）回数が4回以上になった場合4回目から	老人医療受給者
市民税の非課税世帯	35,400円	24,600円	24,600円 1か月21,000円以上の一部負担金を同一世帯で2人以上支払った場合
市民税の課税世帯で下欄に該当しない世帯	63,600円+ (医療費−318,000) ×1%	37,200円	37,200円 1か月30,000円以上の一部負担金を同一世帯で2人以上支払った場合
世帯に属するすべての被保険者の所得の合算額が670万円を超えるもの	121,800+ (医療費−609,000) ×1%	70,800円	